

令和 2 年 4 月 1 4 日

各 位

北名古屋市長 長瀬 保

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

日頃は、市の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県には県知事発令の非常事態宣言が出されており、また当市内においても新型コロナウイルス感染症の流行の兆しが見えているところであります。感染拡大防止を図る観点から令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、下記のと通りの対応とすることといたしましたので、ご理解下さいますようお願いいたします。

記

1 対応

要介護・要支援認定の更新について、従来の有効期間に 1 2 か月を加える対応を行います。

ただし、更新申請時に認定調査を希望される場合は、従来どおり実施します。

2 期間

感染症の流行が落ち着くまでの当分の間（取扱いが変更になった時点で再度通知します。）

〔お問い合わせ先〕

担 当 福祉部高齢福祉課

電話番号 0 5 6 8 - 2 2 - 1 1 1 1

FAX 0 5 6 8 - 2 6 - 4 4 7 7